

「どぶろく特区」関市全域に拡大！



平成30年12月20日に認定を受けていた「どぶろく特区（構造改革特別区域計画）」の対象範囲が、旧関市→関市全域へ拡大され、特区の名称が変更になります。

関市には、旧市街地に限らず魅力ある地域資源が数多くあり、さらなる発展の可能性を秘めおり、市全域の自然、食、文化、歴史などの特性を最大限に活用するために特区範囲の拡大を申請していました。

- 1 名称：刃物、鶺鴒と清流のまち・せき どぶろく特区
- 2 範囲：関市の区域の一部（関地域）から市全域へ拡大

【これまでと今後の取組】

- ①構造改革特別区域計画（どぶろく特区）関地域で認定（平成30年12月20日）
 - ②足立陽一郎鶺鴒匠が酒造製造免許（濁酒）取得（令和2年3月31日）
 - ③「（仮称）鶺鴒匠のどぶろく」お披露目会を鶺鴒の家足立で開催（令和2年11月28日）
 - ④「（仮称）鶺鴒匠のどぶろく」試飲会を本町B A S Eで開催（令和3年3月14日）
 - ⑤どぶろく「小瀬丸」名称発表（令和3年4月26日）
 - ⑥構造改革特別区域計画（どぶろく特区）関市全域へ変更認定（令和4年3月17日）
 - ⑦せきてらす1周年イベント「はなうたげ」でどぶろく「小瀬丸」の提供
(令和4年3月26日、27日)
 - ⑧拡大した区域の特定農業者による酒造免許申請手続き（令和4年4月以降）
 - ⑨酒類（濁酒）の製造開始（令和4年夏以降）
- ※「どぶろく」に関するイベントの開催、新たな観光事業の創設も検討しています。

農家の「どぶろく」醸造で、米の6次産業化が推進され、農家の所得向上に寄与し、交流人口と宿泊者数が増加すれば、地域産物の消費拡大による地場産業の成長や農産物の地産地消に直結し、地域経済も活性化します。また、独自の「どぶろく」が生まれることで、本市への愛着・誇りが高まり、住民の連帯感やまちの活性化へと波及することも期待しています。